

江東区ホームページ広告取扱業務公募要項

1. 募集の趣旨

江東区では、「江東区行財政改革計画」において、「新たな歳入確保策の検討」を掲げています。また、これに基づき、区有財産を有効活用し、それによって得た収入を区の事業に充当し、区民サービスの向上を図ることを目的とした広告事業を推進しています。

そこで、区ホームページへの広告の掲載等を行うにあたり必要となる広告主の募集、選定及び広告等の取りまとめ等を行う広告代理店を募集します。

2. 募集内容

「江東区公式ホームページ」（トップページ）のバナー広告取扱業務

URL：<https://www.city.koto.lg.jp/>

※ 詳細は別紙「江東区ホームページ広告取扱業務仕様書」参照

(参考) アクセス数

| | 令和5年7月 | 令和4年度 |
|---------|------------|-------------|
| トップページ | 110,357件 | 2,315,152件 |
| すべてのページ | 1,794,379件 | 27,508,487件 |

3. 応募参加資格

- (1) 法人格を持つ団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 江東区から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 労働基準関係法令を遵守していること。
- (6) 競争入札参加者心得（江東区）第2条に該当しないものであること。
- (7) 江東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年23江総経第707号）に定める除外措置要件に該当しないこと。
- (8) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。

4. 応募方法

- (1) 提出書類
 - ①参加申込書（様式1）
 - ②実績一覧（様式2）
 - ③見積書（様式自由）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和5年9月15日(金)

(4) 見積書(様式自由)の作成方法

1か月分並びに最大の業務期間(24か月分)の広告料(区への納入額)がわかるように記載してください。

5. 広告代理店の決定

見積額及び実績を総合的に審査のうえ、決定します。

6. 応募後の手続き等

当事業の実施にあたり、選定された広告代理店は区と速やかに協議を行うものとします。なお、協議の結果や区の事情により事業の実施にいたらない場合があることを予めご了承ください。

7. その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本要項に違反すると認められる行為があった場合
- ⑤ 参加資格を有していない場合

(2) 申込みに当たっての注意事項

- ① 応募に関する必要経費は、参加者の負担とします。
- ② 提出された書類等は、返却しませんので、ご了承ください。
- ③ 提出された書類等は、区の情報公開の対象となります。

(3) 不明な点がある場合の質問方法

下記問い合わせ先まで直接ご連絡ください。

8. 提出・問い合わせ先

江東区政策経営部広報広聴課広報係(区役所2階22番) 担当:栗原

住所:〒135-8383 東陽4-11-28

電話:03-3647-2299

FAX:03-5634-7538

メール:hp-tan@city.koto.lg.jp